

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本発条株式会社			コード	5991
提出日	2024/5/31	異動（予定）日	2024/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	末 啓一郎	社外取締役	○													○		有
2	田中 克子	社外取締役	○													○		有
3	玉越 浩美	社外取締役	○													○		有
4	古川 玲子	社外取締役	○													○	新任	有
5	海老原 一郎	社外監査役	○													○		有
6	山田 祐子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		末 啓一郎氏は、2015年の社外取締役就任以来、業務執行に対する監督機能を適切に果たしており、また、弁護士として豊富な経験を有しています。同氏は過去に社外役員となること以外での方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、事業会社の運営についての客観的な意見と当社のコーポレート・ガバナンスの強化への貢献を期待できることから、引続き当社の社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。
2		田中 克子氏は、2016年の社外取締役就任以来、業務執行に対する監督機能を適切に果たしており、また、公的機関の組織運営に関する豊富な経験を有しています。同氏は過去に社外役員となること以外での方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、事業会社の運営についての客観的な意見を期待できることから、引続き当社の社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。
3		玉越 浩美氏は、2020年の社外取締役就任以来、業務執行に対する監督機能を適切に果たしており、また、弁護士として豊富な経験を有しています。同氏は過去に社外役員となること以外での方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、事業会社の運営についての客観的な意見と当社のコーポレート・ガバナンスの強化への貢献を期待できることから、引続き当社の社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。
4		古川 玲子氏は、事業会社の経営に関する豊富な経験と深い見識を有しており、また、2022年の社外監査役就任以来、適切な監査を実施いただいた経験をもとに、事業会社の運営についての客観的な意見と当社の経営全般への助言が期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。
5		海老原 一郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する深い見識を有しており、また、大手監査法人での長年にわたる会計監査の経験に基づく適切な監査機能の発揮を期待できることから、引続き当社の社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。
6		山田 祐子氏は、事業会社の財務経理および監査業務に関する豊富な経験と深い見識を有しております。また、事業会社の監査役の経験も有しており、それらの経験に基づく適切な監査機能の発揮を期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社の間には、意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、当社の独立役員としております。

4. 補足説明

【当社における社外役員の独立性に関する基準】 日本発条株式会社（以下、当社という）は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。 当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断します。 1.当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）または過去10 年間に於いて当社グループの業務執行者であった者 2.当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者 3.当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者 4.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的なサービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者） 5.当社グループから多額の寄付（注５）を受けている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者） 6.当社グループの法定監査を行う監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者 7.当社グループの主要な借入先（注６）である金融機関の業務執行者 8.当社の主要株主（注７）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者 9.当社グループが主要株主である法人の業務執行者 10.上記１から９に該当する者が重要な者（注８）である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族 11.上記２から９のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者 注１ 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずる者および使用人をいう。 注２ 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。 注３ 「当社グループの主要な取引先」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社グループに行っている者をいう。 注４ 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度を含めた過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超える額をいう。 注５ 「多額の寄付」とは直近事業年度を含めた過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超える額の寄付をいう。 注６ 「主要な借入先」とは直近事業年度末における当社グループの借入残高が当社グループの連結総資産の１％を超える借入先をいう。 注７ 「主要株主」とは、総議決権の5%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。 注８ 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

- ※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※２ 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※５ 独立役員の選任理由を記載してください。